

(1)利用料一覧

【基本利用料】 1ヶ月30日として計算

	基本単位	介護保険一部負担 (1割の場合)	食事費用	居住費	1ヶ月合計
要介護1	732単位	23,146円	46,500円	76,500円	146,146円
要介護2	798単位	25,233円			148,233円
要介護3	869単位	27,478円			150,478円
要介護4	934単位	29,534円			152,534円
要介護5	998単位	31,557円			154,557円

*地域区分単価により1単位あたり10.54円。

※介護保険一部負担については「介護保険負担割合証」の割合となります。

【食事の提供に関わる費用及び居住費】

食事の提供に関わる費用	居住費〈個室〉
日額 1,550円	日額 2,550円
※利用日数により計算	※利用日数により計算(入退所月のみ日割計算)

注)「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの場合は認定証に記載された金額となります。
ただし、外泊時費用の算定対象期間外は適用されません。

【各種加算／共通】

日常生活継続支援加算	46単位/日	※当施設の職員体制に従い、該当するいずれかひとつを算定いたします	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位/日		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12単位/日		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位/日		
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日		
看護体制加算(Ⅰ)	4単位/日	口腔衛生管理体制加算	30単位/月
看護体制加算(Ⅱ)	8単位/日		

【その他加算／共通】

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の8.3%を加算
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の6.0%を加算
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の3.3%を加算
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%を加算
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%を加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の2.7%を加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の2.3%を加算

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅴ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)については、当施設の体制により、該当するいずれかひとつを算定いたします。

【各種加算／該当者のみ】

看取り介護加算	死亡日前4日～30日 死亡日前日、前々日 死亡日	144単位/日 680単位/日 1280単位/日	医師が回復の見込みがないと判断した場合 医師、看護師、計画作成担当者その他の職員が共同で作成した計画を医師等より説明を受け同意している場合 見取りに関する指針に基づき、利用者、家族の求めに応じ説明し、同意をした上で介護を受けている方に対し算定。
初期加算		30単位/日	入所日から30日間、(30日を超える外泊・入院等、その後の再入所も同様)
外泊時費用		246単位/日	入院または居宅における外泊時。 (月6日を限度とする)
療養食加算		6単位/回	初期時の提供が管理栄養士に管理され、入所者の年連、心身状況によって適切な栄養量及び内容の食事が提供されている場合。(1日につき3回を限度)
口腔衛生管理加算		90単位/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、職員に対し指導し、相談に応じる。
排せつ支援加算		100単位/月	排泄に介護を要する利用者のうち、排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師等が判断し、利用者が希望した場合、多職種が排泄にかかる各種ガイドラインを参考にし、分析、支援を行った場合。
褥瘡ケアマネジメント加算		10単位/月	入所者全員にモニタリング指標を用いて入所時に評価を行い、3ヶ月1回、評価を行い報告する。 リスクがある利用者へは褥瘡ケア計画組成、褥瘡管理を行う。評価に基づき3ヶ月に1回褥瘡ケア計画を見直す。 3ヶ月に1回を限度とする。
若年性認知症入所者受入加算		120単位/日	若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定め、特性・ニーズに応じたサービスを行った場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200単位/日	認知症により、医師が緊急入所を認めた場合。 (入所日から起算して7日を限度とする)
再入院時栄養連携加算		400単位/回	入院し、異なる栄養管理が必要となった場合、当該医療機関での栄養食事指導に施設の管理栄養士が同席し、ケア計画の原案を作成し再入所した場合。
退所前訪問相談援助加算		460単位/回	退所前後に居宅を訪問し所定の相談援助を行った場合。
退所後訪問相談援助加算		460単位/回	
退所時相談援助加算		400単位/回	入所1カ月以上の入所者が退所時し、退所後のサービス利用についての相談援助を行い、入所者の同意を得て市町村等へ文書での情報を提供した場合。
退所前連携加算		500単位/回	入所1カ月以上の入所者が退所時し、居宅において居宅サービスを利用する場合、退所に先立ち介護支援事業所へ、入所者の同意を得て市町村等へ文書での情報を提供した場合。

* 上記利用料等は、法律の改正等により、変更される場合があります。

【その他利用料】

日常生活において必要とされるものであって、利用者負担が適当と認められる費用
※別添「実費サービス一覧表」記載の料金

- * 料金は、基本的に利用料請求書に合算して請求されます。
※項目によっては、都度現金払いのものもあります。
- * 料金は、状況に応じ変動・改定することがあります。その場合、事前に改定後の料金についてご説明させていただきます。
- * 実費サービスのご利用は、あくまでもご利用者が希望された場合、またはご家族からのご依頼による場合に限りです。